

H26.12.20

ブリタニーさんの安楽死

Dr.

和

の町医者日記

「生と死」シリーズ①



長尾和宏 (ながお・かずひろ)
東京医大卒業後、大阪大第二内
科入局。平成7年、尼崎市で「長
尾クリニック」を開業。外来診療
から在宅医療まで「人を診る、総
合診療を目指す。医学博士。近著
「平穏死・10の条件」「胃ろうと
いう選択、しない選択」はいずれ
もベストセラー。関西国際大学、
東京医科大学客員教授。56歳。

11月1日、事前にインターネット上で「死ぬ」と予告し「死」について書かせていた米国の29歳の女性が亡くなりました。各メディアがブリタニー・メイナードさん(今年4月に脳腫瘍で「余命半年」と宣告されました)は「尊厳死」と題して報じましたが、あれは「安楽死」であつたのは明らかで、初歩的な間違いを犯しました。なぜ、大手メディアが「大誤報」のオンパレードとなつたのかについて考えてみました。

メディアが「誤報」した理由

彼女はワシントン州から安楽死が認められているオレゴン州に移り、余命半年以内と診断した医師に「飲めば死ぬ薬」を処方されました。私はネットで「ブリタニーさん、安楽死なんて言わないで。死ぬくらいなら尼崎に来て阪神タイガースを応援しようよ！」と本気で呼びかけました。しかし、尼崎の町医者の声など彼女に届くはずもなく、予告通りに11月1日に亡くなつてしまいました。

基本的なことですが、尊厳死と安楽死はまったく違うものです。尊厳死とは、自然の経過に任せた先にある死で、私が数冊本を書いた、平穏死や自然死とはほぼ同義語です。一方、安楽死とは薬物を用いて人工的に死期を早める死のこと。簡単にいうと、尊厳死とは「待つ死」であり、安楽死とは「待てない死」です。

現在の日本では、尊厳死は法律的にグレーゾーンです。たとえ本人がその希望を書面(リビングウィル=LW)に記していても、日本では家族

が反対すればかたがたに「死」が現状です。仮に医師が患者さんの意志を尊重し、家族の反対を押し切つて尊厳死させた場合、家族がその医師を訴える可能性があるからです。LWが法的に担保されていないことになり、先進国の中でLWが法的に担保されていない国は、日本ぐらいです。

一方、欧米では尊厳死や平穏死、自然死は当たり前で、特にそのような言葉はありません。欧米での議論の中心は安楽死です。安楽死には2種類あります。医師が患者に直接注射や点滴をして死に至らしめる場合と、ブリタニーさんのように死ぬ錠剤を処方する場合です。前者は100%死にますが、後者は錠剤をもらつても実際には飲む場合が半数とのこと。オランダ

では注射や点滴での安楽死が法律で認められています。もちろん、日本で安楽死させたら、その医師は殺人罪で裁かれます。

さて、欧米では日本という「安楽死」のことを「Death with dignity」と言います。Dignityを直訳すると「尊厳」となるので多くメディアは「尊厳死」と報じたものだと想像します。しかし、日本国内でこれまで「尊厳死」として報道されてきた記事は平穏死や自然死のことです。今回の「安楽死」のケースはそれらと全く違います。海外発のニュースで、特に検証されることなく直訳のまま使われたのでしょう。

少し前まで、各メディアでは「死」の報道はタブーでした。おそらく尊厳死と安楽死の違いを真剣に考えたことがある記者もほとんどいなかったからだと想像します。

彼女が認められているオレゴン州に移り、余命半年以内と診断した医師に「飲めば死ぬ薬」を処方されました。私はネットで「ブリタニーさん、安楽死なんて言わないで。死ぬくらいなら尼崎に来て阪神タイガースを応援しようよ！」と本気で呼びかけました。しかし、尼崎の町医者の声など彼女に届くはずもなく、予告通りに11月1日に亡くなつてしまいました。

リビングウィル(LW)
終末期医療についての要望書だが、法的な担保はない。日本尊厳死協会で表明する以外に公正証書として作成する方法もある。

らちんぼ